

大丸東町内会会則

(名 称)

第1条 本会は大丸東町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組 織)

第2条 本会は下和泉連合会（以下、連合会と云う）の一員として、各町内会との連絡調整を図り、目的達成に努める。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、文化、福祉の向上と健康増進に努め相協力して地域の発展に寄与し、連合会と共に明るく住みよい町づくりをめざす。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は町内に居住する世帯を以て構成しその資格は町内に転入と同時に生じるものとする。

(役員および委員、組長の任務)

第5条 本会に次の役員および委員をおく

- | | | |
|----------|----|---|
| 会 長 | 1名 | 会長は本会を代表し、会務を統括する。 |
| 副 会 長 | 2名 | 副会長は会長を補佐する。 |
| 総務部長 | 1名 | 総務部長は会長の指示により、業務を処理する。 |
| 会計部長 | 1名 | 会計部長は会計事務の一切を処理する。 |
| 会計監査 | 2名 | 会計監査は年1回以上、会計監査を行なう。 |
| 保健指導委 | 1名 | 保健指導委員は保健所と密接な連絡を保ち町内の保健衛生一切の業務を処理する。 |
| 女性部委員 | 2名 | 女性部委員は連合会女性部委員と協力し、女性部委員活動に関する業務を処理する。 |
| 交通部委員 | 2名 | 交通部委員は、連合交通部委員と協力し、交通安全活動に関する業務を処理する。 |
| スポーツ推進委員 | 3名 | スポーツ推進委員は、連合スポーツ推進委員と協力し、町内健康増進に努め、体育に関する業務を処理する。 |
| 青少年指導委員 | 1名 | 青少年指導委員は、連合青少年指導委員と協力 |

し、青少年の健全育成に努め、子供会育成会と共に子供会の発展を助成する。

防犯委員 1名 防犯委員は、連合防犯委員と協力し、町内の防犯活動に努め、明るく安全で住みよい町づくりを推進するものとする。

上記以外の各委員についても、別紙で上記と同様に定める。

組 長 1名 組長は受け持ち組内における会務を遂行する。

ブロック長 各ブロック 1名 各ブロック内の、会務の運営を円滑にするためブロック長（世話役など）を設ける。

（役員および委員の任期と選出方法）

第6条 役員および委員の任期は、2年とする。但し任期の無い委員もある。役員および委員の選出は輪番制として、2月末日までに会長へ報告する。会長は選出の結果を総会において報告する。

（相 談 役）

第7条 本会は、相談役をおくことができる。

（総 会）

第8条 総会は年1回定期に開催する。ただし、役員会において必要と認めるときは臨時総会を開催することが出来る。

（総会に付議する事項）

第9条 総会で確認する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改廃。
- (2) 事業報告および事業計画。(年度)
- (3) 決算報告および予算決定と会計監査報告。
- (4) 役員と各委員の体制。
- (5) その他特に重要な事項。

（役 員 会）

第10条 役員会は必要に応じて会長が招集し、運営事項を審議する。出席役員と各委員は会長が指名する。

(議 決)

第11条 議決については原則として満場一致とするが、やむを得ない場合は出席者の過半数の賛成により決定する。

(会 費)

第12条 会員は年 3,000 円の会費を納入する。
また、必要により臨時徴収をする場合がある、

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日とする。

(奉仕活動)

第14条 本会は定期的に排水路清掃等の奉仕事業を行なう。
この場合、家庭の都合その他の理由により出席不能の会員は不参賃として、300円を納入する。ただし、身体不自由者、病气弱者はやむ得ずと認めた場合は免除することが出来る。

(関 覧)

第15条 会計書類をはじめ、一切の記録書類は会員の請求により閲覧することが出来る。

(弔 慰 金)

第16条 会員および同居の親族が死亡し、葬儀を行なう場合は香料として5,000円を贈る。

(そ の 他)

第17条 会則にない場合は、役員会に於いて協議し決定する。

(付 則)

第18条 この会則は、平成 24 年 9 月 30 日に改定。
平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

大丸東町内会 役員・委員の選出と兼務および兼務免除に関する規則

1. 兼 務

- ① 役員は、兼務を避けるが、下記の場合はやむを得ず兼務し後任が決定次第兼務を解く。
 - ①-1 年度途中で現役員が何等かの理由（死亡、病気、その他やむを得ぬ理由）により職務を離れた場合。
 - ② その他の委員は、兼務を妨げない。

2. 兼務免除

次の場合は、兼務を免除する事が出来る。

- ① 町内役員（会長、副会長、総務部長、会計部長、監査役）
- ② 一人住まいであって、病気がちまたは勤めに出ているため、家を留守にすることが多いなどの理由から、町内会の活動に支障をきたすと思われる場合。
- ③ その他の理由で町内会の活動に支障をきたす場合。
上記②・③については、各組ごとによく話し合いを行い、組内の理解を得た上で決定すること。

3. 委員の選出

委員は町内会5つのブロックごとの輪番制で選出する。

ブロック長はブロック内の組長とよく話し合いを行い、ブロック内の理解を得た上で決定すること。

ブロック内に引き受ける人がいない場合は、抽選で委員の選出を行い決定すること。

大丸東町内会 助成金対象各部会の会計報告に関する規則

1. 定 義

大丸東町内会より助成金（援助）を受けている各部会。

2. 助成金の金額

金額 10,000 円以上を対象とする。

3. 助成金の申請書

2月末までに会長へ提出する。

4. 会計年度

4月1日より翌年3月末日とする。

5. 報告先

会長へ報告する。